

**第4次八幡市総合計画
後期基本計画**

平成24年4月

八幡市

Ⅲ. 部門別計画

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせて
まちづくりを進めるまち

■ 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
自治組織率	67.8%	66.1%	70.0%
自治組織への加入率	—	72.0%	80.0%
NPO法人数	12 団体	21 団体	現状値より 高い数値
市民公募委員を選任している審議会等の比率	—	73.7%	現状値より 高い比率
市民公募委員選任審議会等における市民公募委員の比率	16.7%	15.6%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率	32.5%	30.6%	35.0%

第1章 第4節 男女共同参画

[めざす姿]

■ 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現に向け、社会的な意思決定の場における女性の進出が進んでいるとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が取れた環境の整備が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方として平成21年に制定した「八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、総合的・計画的な施策を推進するための基本的な計画である「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画II」を平成23年に策定し、施設や制度を整えてきました。また、八幡人権・交流センターにおいては、女性の社会的地位の向上及び社会参加促進等の拠点として、平成21年に女性ルームを開設しました。平成23年度からは、各種相談とあわせ、常時利用可能となっています。さらに、平成22年度からはフェミニストカウンセラー⁶による女性専門相談を加え、相談体制の充実や啓発事業等に継続的に取り組んでいます。

今後は、施設の有効活用を図り、市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定の場への女性の積極登用の促進や、配偶者や恋人等による暴力被害から守る取組、仕事と生活の調和が取れた職場環境づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 男女共同参画の推進	(1) 総合的な施策の推進
	(2) 男女共同参画の意識高揚
	(3) 男女の人権の尊重
2. 男女の社会参画の促進	(1) 女性登用の推進
	(2) 自主的活動の促進
	(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

⁶ フェミニストカウンセラー：「女性が抱える心理的な問題の背景には、性別役割の強制など社会的問題がある」という視点に基づいてカウンセリングを行う、民間団体の認定資格を持った女性の専門相談員。

[取組の内容]

1. 男女共同参画の推進

(1) 総合的な施策の推進【重点】

- ・「八幡市男女共同参画プランの一歩計画Ⅱ」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。

(2) 男女共同参画の意識高揚

- ・男女共同参画の視点に立って、性別による役割分担意識の解消や慣習・慣行の見直しが進むよう、学習機会の充実等を通じた意識高揚を図ります。

(3) 男女の人権の尊重

- ・配偶者や恋人等からの暴力を許さず、被害者が適切に保護される環境づくりを進めます。
- ・母性保護など性差を考慮した健康支援・福祉サービスの充実を図ります。

2. 男女の社会参画の促進

(1) 女性登用の推進

- ・市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定等の場における男女共同参画を進めます。

(2) 自主的活動の促進

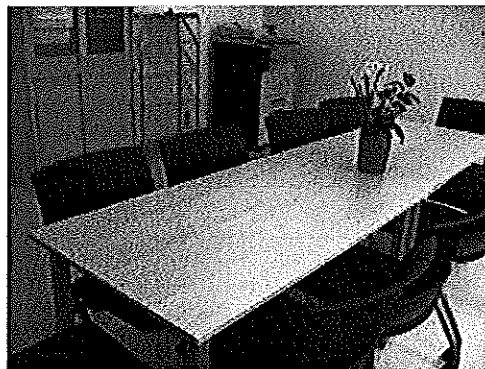
- ・女性ルームの活用促進を図るとともに男女共同参画に関する自主的活動を促進します。

(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

- ・企業への啓発により、雇用や昇進等における男女の機会均等を促進します。
- ・男女がともに働きながら家庭・地域生活に十分な時間を割けるよう、働き方や職場環境の見直しの促進及び子育て支援の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・女性の社会参加・参画
NPO等	・女性団体どうしのネットワークの形成やリーダーの育成
事業者等	・積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ⁶ の導入 ・女性が働きやすい職場環境や制度の充実



女性ルーム（八幡人権・交流センター内）

⁶ 積極的改善措置（ポジティブアクション）：過去に形成された社会的・構造的な男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の確保を図る措置。